

第 1 号

(2月17日)

令和8年 熊本県議会 2月定例会会議録

第1号

令和8年2月17日(火曜日)

議事日程 第1号

令和8年2月17日(火曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程(第1号から第99号まで)
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 人事委員会の意見(第68号、第69号、第71号及び第92号)
- 第6 教育委員会の意見(第88号)
- 第7 議案等に対する質疑(第1号から第45号まで)
- 第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第45号まで)
- 第9 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第99号まで)
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 人事委員会の意見(第68号、第69号、第71号及び第92号)
- 日程第6 教育委員会の意見(第88号)
- 日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第45号まで)
- 日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第45号まで)
- 日程第9 休会の件

出席議員氏名(45人)

- 星野愛斗君
- 高井千歳さん
- 住永栄一郎君
- 亀田英雄君
- 幸村香代子君
- 杉 篤ミカさん
- 立山大二郎君
- 斎藤陽子さん
- 本田雄三君
- 岩田智子君
- 堤 泰之君
- 南部隼平君
- 前田敬介君
- 坂梨剛昭君
- 荒川知章君
- 城戸 淳君
- 池永幸生君
- 竹崎和虎君
- 吉田孝平君
- 中村亮彦君
- 増永慎一郎君
- 高島和男君
- 松村秀逸君
- 岩本浩治君
- 西山宗孝君
- 河津修司君
- 楠本千秋君
- 橋口海平君
- 緒方勇二君
- 高木健次君

高野洋介君
 内野幸喜君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 山口裕君
 淵上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(2人)

西村尚武君
 前田憲秀君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村敬君
 副知事 竹内信義君
 副知事 亀崎直隆君
 知事公室長 深川元樹君
 総務部長 千田真寿君
 企画振興部長 富永隼行君
 理事 阪本清貴君
 理事 府高隆君
 健康福祉部長 下山薫さん
 環境生活部長 清田克弘君
 商工労働部長 上田哲也君
 観光文化部長 脇俊也君
 農林水産部長 中島豪君
 理事 間宮将大君
 土木部長 菰田武志君

会計管理者 野中眞治君
 企業局長 久原美樹子さん
 病院事業
 管理者 兼
 職務代理者 楯本亮太君
 教育長 越猪浩樹君
 警察本部長 佐藤昭一君
 人事委員会
 会長 出田孝一君
 監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
 事務局次長
 兼総務課長 鈴和幸
 議事課長 下崎浩一
 議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開会 開議

○議長(高野洋介君) ただいまから令和8年2月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈

○議長(高野洋介君) まず、熊本県議会永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰を行います。

なお、知事木村敬君から、被表彰議員に対し感謝状を贈呈したい旨の申出がっておりますので、併せてこれを行います。

被表彰者は、

15年勤続議員

緒方勇二君

橋口海平君

であります。

被表彰者の諸君は演壇の前に出ていただきます。

[被表彰者演壇前に出る]

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

緒 方 勇 二 様

あなたは本県議会議員として15年以上にわたり
県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢
献をされました ここにその功績をたたえ表彰
します

令和8年2月17日

熊 本 県 議 会

[表彰状及び記念品贈呈]

[拍手]

○議長(高野洋介君)

表 彰 状

橋 口 海 平 様

あなたは本県議会議員として15年以上にわたり
県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢
献をされました ここにその功績をたたえ表彰
します

令和8年2月17日

熊 本 県 議 会

[表彰状及び記念品贈呈]

[拍手]

○知事(木村敬君)

感 謝 状

緒 方 勇 二 様

あなたは15年以上にわたり熊本県議会議員とし
て県民の負託にこたえよく県勢の発展に寄与さ
れました その功績はまことに大でありますの
でここに深く感謝の意を表します

令和8年2月17日

熊本県知事 木 村 敬

[感謝状贈呈]

[拍手]

○知事(木村敬君)

感 謝 状

橋 口 海 平 様

あなたは15年以上にわたり熊本県議会議員とし
て県民の負託にこたえよく県勢の発展に寄与さ
れました その功績はまことに大でありますの
でここに深く感謝の意を表します

令和8年2月17日

熊本県知事 木 村 敬

[感謝状贈呈]

[拍手]

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高野洋介君) 次に、日程に従いまして、
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定に
より、吉永和世君、池田和貴君、住永栄一郎君、
以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、会期決定
の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの
30日間といたしたいと思えます。これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よ
って、会期は本日から3月18日までの30日間とす
ることに決定いたしました。

日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第
99号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、知事提出

議案第1号から第99号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

- 第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)
- 第2号 令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)
- 第3号 令和7年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)
- 第4号 令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)
- 第5号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 第6号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 第7号 令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)
- 第8号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第2号)
- 第9号 令和7年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第10号 令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 第11号 令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第4号)
- 第13号 令和7年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 第14号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第15号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第5号)
- 第16号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)

- 第17号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第5号)
- 第18号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)
- 第19号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)
- 第20号 専決処分の報告及び承認について
- 第21号 熊本県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について
- 第22号 令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について
- 第23号 工事請負契約の締結について
- 第24号 工事請負契約の変更について
- 第25号 工事請負契約の変更について
- 第26号 工事請負契約の変更について
- 第27号 工事請負契約の変更について
- 第28号 工事請負契約の変更について
- 第29号 工事請負契約の締結について
- 第30号 工事請負契約の変更について
- 第31号 工事請負契約の変更について
- 第32号 工事請負契約の締結について
- 第33号 工事請負契約の締結について
- 第34号 工事請負契約の変更について
- 第35号 指定管理者の指定について
- 第36号 専決処分の報告及び承認について
- 第37号 専決処分の報告及び承認について
- 第38号 専決処分の報告及び承認について
- 第39号 専決処分の報告及び承認について
- 第40号 専決処分の報告及び承認について
- 第41号 専決処分の報告及び承認について
- 第42号 専決処分の報告及び承認について
- 第43号 専決処分の報告及び承認について
- 第44号 専決処分の報告及び承認について
- 第45号 専決処分の報告及び承認について

第46号 令和8年度熊本県一般会計予算
第47号 令和8年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
第48号 令和8年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第49号 令和8年度熊本県収入証紙特別会計予算
第50号 令和8年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算
第51号 令和8年度熊本県港湾整備事業特別会計予算
第52号 令和8年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算
第53号 令和8年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算
第54号 令和8年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
第55号 令和8年度熊本県林業改善資金特別会計予算
第56号 令和8年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第57号 令和8年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算
第58号 令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
第59号 令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
第60号 令和8年度熊本県公債管理特別会計予算
第61号 令和8年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算
第62号 令和8年度熊本県下水道事業会計予算
第63号 令和8年度熊本県電気事業会計予算
第64号 令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算

第65号 令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算
第66号 令和8年度熊本県病院事業会計予算
第67号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
第68号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第69号 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第70号 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第71号 熊本県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第72号 熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第73号 熊本県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
第74号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第75号 熊本県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
第76号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
第77号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
第78号 熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
第79号 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について
第80号 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第81号 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
第82号 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を

改正する条例の制定について
第83号 熊本県国民健康保険法施行条例の一部
を改正する条例の制定について
第84号 熊本県工業用水道管理条例の一部を改
正する条例の制定について
第85号 熊本県公害紛争処理条例の一部を改正
する条例の制定について
第86号 熊本県スポーツ応援基金条例の制定に
ついて
第87号 熊本県豊かな森林の保全に関する条例
の制定について
第88号 熊本県教育委員会の権限に属する事務
処理の特例に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
第89号 熊本県立高等学校の授業料等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
第90号 熊本県立青少年の家条例の一部を改正
する条例の制定について
第91号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正
する条例の制定について
第92号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関
する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
第93号 熊本県運転免許センター運転免許試験
コース使用料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について
第94号 第七次熊本県環境基本計画の策定につ
いて
第95号 包括外部監査契約の締結について
第96号 特定事業契約の締結について
第97号 権利の放棄について
第98号 権利の放棄について
第99号 権利の放棄について
報告第1号 専決処分の報告について
報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について
報告第4号 専決処分の報告について
報告第5号 専決処分の報告について
報告第6号 専決処分の報告について
報告第7号 専決処分の報告について
報告第8号 専決処分の報告について
報告第9号 専決処分の報告について
報告第10号 一般社団法人熊本県果実生産出荷
安定基金協会の経営状況を説明する書類の提
出について

日程第4 知事の提案理由説明

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、ただいま
議題といたしました議案に対する知事の説明を求
めます。

知事木村敬君。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 今回の定例会に提出しており
ます議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の
所信の一端を申し述べさせていただきます。

世界的に保護主義と排外主義の台頭が顕著とな
っており、経済、社会の両面に影響を及ぼしてお
ります。特に経済においては、物価高騰という形
で国民生活を直撃しています。

私は、このような状況においてこそ、国民が直
面している課題の解消に向け必要な対策を速やか
に講じることが、行政と政治に課せられた最も重
要な使命であると考えております。

国政においては、今年8日に、政権政党の選択
を国民に問うための衆議院議員総選挙が行われ、
高市総理が改めて国民から日本のかじ取りを委ね
られることになりました。

引き続き国と連携しながら、物価高騰対策をは
じめとする喫緊の課題にしっかりと取り組んでま
います。

先々週の木曜日には、TSMCが建設を進めているJASM第2工場で生産する主要製品について、3ナノレベルの最先端半導体に変更する意向を示されました。

これまで半導体関連産業の集積が進んできた本県にとっても、大変大きなニュースであり、最先端半導体の製造拠点として、また、日本の経済安全保障の要として、その地位を確立することが期待されます。

この機を捉えて、くまもとサイエンスパークの実現に向けた取組を加速するとともに、県内各地へその効果を波及させるための取組を着実に進めてまいります。

あわせて、台湾とのさらなる交流拡大に向けて、肥後銀行と県、熊本市が連携した新たな取組として、株式会社地方総研が新設される台北支店に、県から職員を派遣することを予定しております。

これにより、熊本への企業誘致や県内企業の台湾進出、県産品の輸出拡大などがさらに進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

私の知事就任2年目となる令和7年は、今後の熊本の発展に重要な役割を果たす大規模プロジェクト等について、知事として大きな決断を行った年でした。

まず、昨年4月、令和2年7月豪雨からの復興のシンボルであるJR肥薩線の八代一人吉間の鉄道での復旧に関して、JR九州と最終合意書を取り交わしました。

また、9月には、県有スポーツ施設、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備、県立大学への半導体学部の設置について、それぞれ取組の方向性をお示し、前進させることができました。

そして、昨年の最も大きな出来事としては、知事就任以来初めての大きな災害である令和7年8

月豪雨に見舞われ、県内各地に甚大な被害をもたらしました。

被災したインフラの早期復旧はもとより、農林畜水産業の再生や商工業への支援など、被災者の皆様が一日も早く生活や事業を再建できるよう、昨年末策定した令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランに基づき、現場の状況に即したきめ細かな対策を迅速かつ着実に進め、被災地の復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

今年、知事としての任期、そして、県政運営のよりどころであるくまもと新時代共創基本方針の折り返しの年となります。基本方針に掲げた「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」という目標の実現に向け、これまで種をまき、育ててきた様々な政策が花を開き、たくさんの実をつける豊作の一年になるよう決意を新たにいたしましたところでございます。

私の政治方針の根幹をなすのは、徹底した現場主義でございます。知事就任以来、私自身が市町村にお伺いし、県民の皆様の声を直接お聞きするお出かけ知事室は、今年度末で県内全ての市町村を一巡する予定でございます。

現場にこそ真実があり、解決の糸口がある、引き続き、この信念の下、まずもって様々な機会を活用して現場の声を聞きするとともに、議員各位から地域の実情をしっかりとお聞かせいただきながら、全ての県職員が、困難に直面している県民の皆様に寄り添い、その思いに応えることができるよう、全力で取り組んでまいります。

特に、少子化や人口減少が進む中で、若い世代を中心とした人材の育成が重要です。教育と福祉の充実を図るため、こどもまんなか熊本・実現計画に基づく子育て支援の取組などを推進してまいります。

また、半導体関連産業のさらなる集積などを通じて経済活性化の波を県内全域に波及させると同時に、渋滞や地下水といった県民の皆様の見える不満、見えない不安にしっかりと応えていく必要がございます。

引き続き、全庁横断的組織である各推進本部において関連する施策に取り組むとともに、その成果を県民の皆様にお示ししてまいります。

さらに、私自身が障害当事者であるからこそ、年齢や国籍、障害の有無など、様々な事情や背景をお持ちの方々お一人お一人の人格と個性が尊重され、共生していくことが可能な温かい社会を構築するため、多文化共生、インクルーシブ教育の充実に向けた取組も推進してまいります。

また、今年は、県政にとって極めて重要な節目が重なる年でございます。

まず、熊本地震から10年という節目でございます。

あの未曾有の大震災から今日まで、私たちは幾多の困難を乗り越え、全国、そして海外からも数多くの御支援をいただきながら、一歩ずつ復興の歩を進めてまいりました。この10年という時期を捉え、これまでの歩みをしっかりと振り返り、防災、減災への備えなど、得られた教訓を再認識するとともに、次世代に継承し、世界に誇れる「防災先進県くまもと」の確立を進めてまいります。

そして、水俣病公式確認から70年という節目も迎えます。

この節目を契機として、関係者の皆様と連携しながら、地域のさらなる再生、融和、そして情報発信の強化に取り組むことで、水俣病に対する理解を促進し、その歴史と教訓を次世代に伝えていくという、本県が果たすべき使命を全うしてまいります。

このような取組の積み重ねが、最終的に私が目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」へとつながるものと確信しております。共に創る県民が主人公の県政、この実現に向け、県議会及び県民の皆様のご理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続いて、今定例会に提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和7年度2月補正予算でございます。

国の経済対策への対応として、災害時の歯科保健医療提供体制の整備、介護事業所等に対するサービスの継続や中山間地での提供体制の確保、食料安全保障の確立のための農業共同利用施設の再編集約などへの支援など、計124億円を計上しております。

また、経済対策に合わせた本県独自の地域活性化策として、物価高騰の影響を受けるトラック運送事業者等への支援、食のみやこ熊本創造に向けた県内外への情報発信、販路拡大などの取組など、62億円を計上しております。

あわせて、今後の執行見込みの精査による減額補正も行っております。

これらにより、一般会計は98億円の増額補正となり、補正後の現計予算額は1兆107億円となります。

次に、令和8年度当初予算について御説明いたします。

今回の予算は、人件費や物価の高騰、金利上昇による公債費の増などが見込まれる中で、厳しい収支見通しを踏まえた事業のスクラップ・アンド・ビルド、特にスクラップの徹底を図ることとし、これまで以上に事業の選択と集中を図ってまいりました。

その上で、このような中であっても優先して取り組むべきものとして、災害からの復旧、復興と

くまもと新時代共創基本方針に基づく人材の育成、確保、次世代の育成、共生社会の実現の取組を中心に予算を編成いたしました。

その結果、一般会計当初予算の総額は、過去最大の9,353億円となります。

続いて、歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、災害からの復旧、復興についてです。

熊本地震からの創造的復興として、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の事業許可に向けた調査、設計や法人の設立に向けた手続きを着実に進めるため、整備に向けた取組を本格化いたします。

令和2年7月豪雨からの創造的復興としては、令和8年度上半期に見込まれるくま川鉄道全線運行再開を起爆剤とした地域のにぎわいの創出、くま川鉄道を軸とした誘客の促進に取り組みます。また、人吉・球磨地域における若者などの人材確保、育成に向けた体制構築への支援により、地域振興のさらなる強化を図ります。

令和7年8月豪雨からの復旧、復興として、引き続き、農地、農業用施設、公共土木施設等の早期復旧に取り組むとともに、衛星ブロードバンドインターネットサービスの導入に係る検証など、災害対応力のさらなる強化を図ります。加えて、甚大な被害を受けたイグサ産地の維持、復興に向け、畳表の生産技術の継承や「いぐさらボ」の設置による新たな商品づくりの支援などに取り組みます。

こうした災害からの復旧、復興の取組に加えて、大規模災害等への備えの強化として、防災と消防業務の一体的な運用体制を構築するため、令和8年4月の組織改正により、総務部の消防保安課を知事公室へ移管し、知事公室に危機管理防災局を新設する予定としており、今定例会に関係条例を提案しております。

次に、くまもと新時代共創総合戦略の推進についてです。

第1、人材の育成、確保について、福祉分野における取組として「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進し、子供や家庭への支援体制を充実させるとともに、児童相談所における適切な業務の推進を図ります。

県内企業のさらなる成長促進を図るため、企業等におけるDX人材の育成に向けた研修の開催や半導体関連産業の集積を踏まえた地場企業の投資を促進するための支援の拡充等に取り組みます。

また、農業における担い手の確保に向け、市町村と連携した地域営農組織の中核を担う人材育成のための伴走支援等の取組を強化いたします。

熊本で働く外国人材については、各種産業における人材確保に向けた取組を支援するとともに、入国後の適切な受入れ体制を確保するため、国や監理団体との連携に向けた取組を強化いたします。

県庁における人材確保、育成として、業務に必要な資格取得の支援などに取り組むほか、業務の縮減、効率化に向けた業務プロセスの見直し、いわゆるBPRについても併せて推進してまいります。

第2に、次世代の育成について、子供たちの読み解く力をはかるリーディングスキルテストを全県的に実施し、教員の指導力の質を高め、子供たちの学力向上にもつなげてまいります。

また、県内全校への教員業務支援員を引き続き配置するとともに、新たに学校経営等アドバイザーを各教育事務所に配置し、学校現場における働き方改革も含め、子供たちの教育環境の充実強化に取り組んでまいります。

地域産業界の即戦力となる人材の育成に向け、新たにネクスト・マイスター・ハイスクールの取

組を進めるほか、高校生ボランティアチームによる放課後子供教室等での地域活動の促進に向けた支援なども取り組んでまいります。

市町村が実施するフッ化物洗口の取組への支援メニューを拡充するなど、子供の歯の健康づくりを推進するとともに、学校現場の負担軽減を図ります。

社会、経済情勢が大きく変化し、価値観が多様化する中で、若者が早い時期から自分の人生と向き合い、自身の未来、ライフデザインを描く機会を提供する取組を推進してまいります。

第3に、共生社会の実現について、多文化共生に向けた取組として、新たに地域日本語コーディネーター等を配置し、県内で暮らす外国人への日本語教育体制の充実強化を図ります。

障害者の社会参加の促進に向け、パラアスリート等を招聘した講演会などの実施による障害者への理解の促進や、障害がある方だけでなく、その家族も含めて一体的に支援を行うためのファミリープランの作成に向けたモデル事業にも取り組みます。

困難な問題を抱える若年女性等の早期発見、相談支援体制の強化を図るため、民間団体と連携したアウトリーチ支援体制の構築に向けた実証事業にも取り組んでまいります。

誰もが安全、安心に暮らすことができる社会の実現に向け、災害ボランティアの事前登録制度の創設等により、災害対応力の強化を図ります。また、電話で「お金」詐欺被害の増加を踏まえ、携帯電話を対象とした防犯アプリの導入やワルモン対策隊を活用した意識啓発に取り組めます。

第4に、その他の主要な取組について、半導体関連産業のさらなる集積に向けた対応として、引き続き、中九州横断道路やセミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークの整備等に取り組むとと

もに、周辺地域における畜産農家の営農継続に向けた新たな支援にも着手いたします。

熊本都市圏の渋滞解消については、官民連携による自家用車から公共交通への転換を図る取組への支援や熊本市と連携した熊本都市圏3連絡道路の実現に向けて、複数のルート帯を令和8年度中にお示しできるよう、調査等を加速してまいります。

本県への観光誘客や文化芸術と観光の一体的な振興を図るため、点在する文化芸術資源をストーリーで面的につなぎ、誘客を促進する取組も展開いたします。また、国が創設したナショナルサイクルートの指定を目指し、天草地域におけるサイクリング環境の整備に取り組んでまいります。

次に、緑の流域治水の推進と五木村、相良村の振興についてでございます。

緑の流域治水の推進に向けては、昨年末に、新たな流水型ダムの事業の進捗や環境保全措置の具体的な取組等について、流域住民の皆様と確認したところでございます。本体工事の着工に向けて、着実に取組が進んでおり、引き続き国や関係機関と連携し、被災した道路や橋梁、鉄道等のインフラ復旧と併せて、緑の流域治水の推進に全力で取り組んでまいります。

また、五木村、相良村をはじめとする流域市町村の振興に向けては、五木村振興基金及び球磨川流域復興基金への新たな積立てにより、地域のにぎわいの創出や安心、安全なまちづくりを中長期的に支援してまいります。

次に、水俣病問題への対応についてです。

令和8年度に水俣病公式確認70年の節目を迎えるに当たり、地域の再生、融和を促進するための取組の支援や啓発イベントの開催など、公式確認70年情報発信事業を展開するとともに、従来の学校や教職員向けの研修に加え、新たに企業や市町

村等に対する研修を実施し、水俣病への理解や記憶の風化を防ぐ取組を強化してまいります。

また、公健法に基づく認定審査については、申請者個別の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めてまいります。

あわせて、水俣・芦北地域の振興についても、新たに策定した第八次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となって、着実に取組を進めてまいります。

予算の概要については以上でございます。

このほか、今定例会には、各種条例案件、工事関係、専決処分の報告、承認案件なども併せて提案しております。

なお、今会期中には、人事案件についても追加提案させていただく予定でございます。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

日程第5 人事委員会の意見(第68号、第69号、第71号及び第92号)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案のうち、第68号、第69号、第71号及び第92号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

[人事委員会委員長出田孝一君登壇]

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第68号、議案第69号、議案第71号及び議案第92号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第68号につきましては、通勤手当に関する

部分は、国家公務員の給与制度見直しに準じて、自動車等の交通用具利用者の通勤手当の限度額を引き上げるとともに、自動車で通勤するために駐車場を借りている職員に対して、駐車場等に係る通勤手当を新設するものであり、適当であると考えます。

また、給与からの控除に関する部分は、指定金融機関からの申出を受けまして、職員の口座に給与が支払われた後に、金融機関が職員互助会等の掛金を送金するこれまでの取扱いを改めまして、職員の口座に給与を支払う前に当該掛金等を控除できるよう関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

議案第69号につきましては、国家公務員の旅費制度の改正に準じまして、これまで地域ごとの定額だった宿泊料について、地域を細分化した上で、地域の実情を勘案した実費払いに改正するとともに、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用としまして宿泊手当を新設するものであり、適当であると考えます。

さらに、議案第71号につきましては、外国勤務手当に関する部分は、在外公館に勤務する外務公務員の取扱いを参考といたしまして、海外事務所派遣者の現地滞在費や子の教育費の負担を考慮しまして手当を新設するものであり、適当であると考えます。

また、特殊自動車運転業務手当に関する部分は、農耕トラクター等の特殊自動車の運転業務に係る本県職員の従事状況を考慮しまして、これまで技能労務職員に支給していました特殊勤務手当を一般職員にも支給するために手当を新設するものでありまして、これも適当であると考えます。

最後に、議案第92号につきましては、他県との均衡を図るため、警察職員の特殊勤務手当につきまして、これまで一定の額としていた夜間に従事

する場合の夜間特殊業務作業に係る手当額を勤務時間に応じた額に改めますとともに、日本国外における犯罪の捜査に関する情報収集業務に従事する場合の手当を新設するものであり、適当であると考えます。

いささか長くなりましたけれども、人事委員会の意見は以上です。

日程第6 教育委員会の意見(第88号)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第6、ただいま議題といたしました議案のうち、第88号につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする条例案であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により教育委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから教育委員会の意見を求めます。

教育長越猪浩樹君。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 本会議に提案されました議案第88号について、教育委員会の意見を申し述べます。

議案第88号の条例案は、学校教育法施行令等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものであり、本議案については、適当であると判断いたします。

日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第45号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第7、議案第1号から第45号まで等につきましては、いずれも先議の必要がありますので、まずこれを一括して議題とし、これに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第45号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第8、ただいま議題といたしました議案第1号から第45号までにつきましては、これを各常任委員会に付託して審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第45号までにつきましては、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

各付託議案は、さきに配付の令和8年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(令和7年度2月補正関係)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

日程第9 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明18日及び19日は、議案調査のため、20日及び24日は、各常任委員会開会のため、25日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、明18日から20日まで、24日及び25日は休会することに決定いたしました。

なお、21日から23日までは、県の休日のため、休会であります。

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終

了いたしました。

次の会議は、来る26日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおり
といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分散会

